

平成29年度 新潟市石山南まちづくりセンターの管理運営について

揭示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度への移行に努めてきたところです。この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について揭示します。

評価対象の指定管理者	石山南まちづくりセンター管理運営委員会
評価対象の期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日

1.施設サービス提供（施設そのものを市民に提供することで、協定等で定めるサービスが実施できているか）

※1 ※2

評価項目	評価	新潟市東区地域課コメント欄
1 利用時間等	○	B 利用許可、案内等の業務を円滑に行っており、利用者への接遇も適切かつ良好に行っております。利用者からの意見や要望等についても、組織的に対応し、情報の共有やサービス改善に向けた検討をしています。
2 適正な人員配置	◎	
3 施設の貸出	◎	
4 管理運営に関する基本方針	○	
5 案内等の対応と接遇	○	
6 要望や苦情等への対応	○	
7 緊急体制（事故、救急等）	○	

2.事業（市民に提供している事業について、協定等で定める内容が実施できているか）

評価項目	評価	新潟市東区地域課コメント欄
1 地域貢献活動	◎	A 健康講座を開催したり、管理運営委員会の母体であるコミュニティ協議会の事業として地域貢献活動をしたりしています。
2 情報提供	○	
3 サービス向上の観点	◎	

3.施設の管理（施設全体の保守管理、修繕や震災等への対応等）

評価項目	評価	新潟市東区地域課コメント欄
1 建物保守管理等	◎	B 利用者が安全かつ快適に利用できるよう、整理整頓、清掃がされています。また、避難訓練、消防訓練を行い、災害等の対応を確認しています。
2 個人情報保護	○	
3 備品等の管理	◎	
4 清掃・警備等	○	
5 修繕	◎	
6 再委託	○	
7 災害等への対応	○	
8 関係団体、地域との連絡調整	○	
9 管理記録	○	

4.歳入歳出（協定における収支計画に沿っているか、経費等の縮減はできているか）

評価項目	評価	新潟市東区地域課コメント欄
1 管理経費等の縮減	○	B こまめな消灯など経費の削減に取り組んでいます。
2 利用料金	○	
3 利用者増等	◎	

5.総合評価（上記1から4を踏まえての総合評価）

石山南まちづくりセンターは、地域の2つのコミュニティ協議会から選出された代表者で構成された管理運営委員会が指定管理者として、地域に密着した運営をしています。東区管内でも利用率が高い施設ですが、部屋別の利用率の推移を分析したり、利用者懇談会にてニーズを把握したりして、更なる利用率の向上に取り組んでいます。地域のコミュニティ活動の拠点施設としての役割を果たしていることから、指定管理者として優良と評価します。

※1 各評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

- ◎ :仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。
- :事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。
- △ :「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準をクリアできた。
- × :仕様、サービス水準達成できなかった。

※2 「1.団体の評価」～「3.事業の評価」について「A」から「D」の4段階で評価

- A :多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。
- B :全ての項目が「○」以上である場合。
- C :「△」の項目が1つでもある場合。
- D :「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 新潟市東区役所地域課 025-250-2120(直通)